

己心を滅却し從つて國民の元氣活動の奮勵を減殺し、既往の如き進歩發達を望むべからず。社會の進歩は社會の文化に由るものにして文學・技藝・道德・趣味の發達は、常に内に資產階級にして外に發展の餘裕存する社會階級の存在に俟つこと甚だ大なり、高尚優雅なる欲望は斯かる上流社會に發して漸次中等社會に及ぼし遂に一般に普及して茲に文明の發達をなすものなり。若し私有財產制度を禁じ人人皆孜孜として日日勞働せざるべからざるに於ては、文物の發達絶え優雅なる文明の進歩消へて世は次第に無味無趣の社會と化し去るに至るべし。特に社會主義に於ては國家以外に資本主なく雇主なれば、衣食の道を求めるどするものは全然身を國家に委ね何事にあれ一切政府の指揮に屈従せざるべからず、斯くて個人に職業選擇の自由なく、賃銀約定の自由なく、官吏の指定する所如何なる職業も辭すべからず、如何なる賃銀も甘受せざるべからず、斯くて國民は奴隸の如く彼等の生殺與奪の權は擧て政府の手に委せらるるを以て世は政府萬能の專制主義の國家と化するに至るべし。人事は常ならず人力に違算多し、萬一不佞の徒國政を握るに至らんかその結果亦知るべきなり。

◎社會改良主義

社會改良主義とは前述の如く今日の社會には種々の病患あるも個人主義も社會主義もそ

れぞれ弊害ありてこれを改善すること能はざれば現社會組織の下に於て改良の途を講せんとするものなり、而してこの主義の主張する所は私有財產制度の制限にありて破壊にあらず、現社會組織の改良にありて革命にあらず、各人に平等の所有權を附與せずして各人に所有權を得る機會の平等を保障せんとするものなり。社會改良主義には種種あるもこれを大別して次の三種となすを得べし。

- (1) 自由的社會改良主義は個人の自由と法律上の平等との基礎の下に於て主として個人の任意的團結の力によりて現社會を改良せんとするものなり、されば天は己を助くるものを助くるの主義によりて團結の力によりて自助自衛の策を盡し尚及ばざる所は國家の保護に依らしめ、斯くて各人の天資才能を遺憾なく發揮せしめて理想の境を得んとするものなり。されば全然國家の干渉を否定するものにあらず個人の自由と便益とを害せざる以上はこれを是認するものなり。故にこの主義に於てはやもすれば放任主義に傾き個人主義に偏するの弊あり。
- (2) 保守的社會改良主義は又國權的社會改良主義とも稱し、國家の權力たる立法行政の力によりて資本主義の弊害を除去して現社會の改良を圖らんとするものなり。蓋し現社會の病源は一に個人の利害の觀念にて常に相衝突するによるものなれば、この個人の

利害の調和は到底これを個人に求むべからず、個人の利害衝突を調和し全體の利益を進捗し得るものは獨り國家あるのみなれば國家の權力によりて資本主義の弊害を除去せんとするものなり。さればこの主義に於ては干涉に傾き專制主義に偏するの弊あり。

(3)基督教社會改良主義は基督教の教義に基き、博愛慈善によりて貧富相倚り強弱相助けて社會改良の實を擧げんとするものなり。この主義の説く所は現世の幸福は必ずしも來世の幸福と限らず又現世の不幸必ずしも來世の不幸とは限らず、若し人人にしてこの種の信仰を得たらんには博愛慈善の精神自ら湧出して強者もその強を恣にせざるべく、弱者もその弱を歎せざるべく、富者は自ら謙讓の徳を養ふべく、貧者は次第に嫉妬の念を散すべし、斯くてこそ初めて貧富相倚り強弱相助くるの眞社會を實現し得べし。如何に有力なる團結を作り如何程綿密なる法律を制定せんも、これを遵奉する各人にして我利我執の念止まざれば現社會の禍源は到底これを根絶するに由なきなり、富者をして「貧しきものを恵むはエホバに貸すなり、その施濟はエホバ償ひ給はん」との慈愛の情を起さしめ又貧者をして「心の貧しきものは福なり天國は即ちその人の有なればなり」との自安の念を懷かしめ、上下を通じ萬民等しく精神上の修養を遂げ尙及ばざる所は國の助けを得て社會改良の實を擧げんとす。然れどもこの主義に於ては精

神的生活の改良より入らんとするものなれば成功の普及と迅速とを期し難きの弊あり。

○社會改善の方案

社會改良主義には各々一長一短あり、さればその孰れをも捨てずその短所を避けて長所を選び取捨加減依つて以てその間に一個の公正の道を得てこれによりて現社會の改善を圖るを最も有效とす。

- (1)教育の普及により一般人民の自覺心を起し依て以て獨立自助の精神を養成するを第一とす。國民教育・社會教育發達して一般の自覺心あるに至らば產業組合・勞働組合の如き任意的の團結によりて自由的社會改良主義の效果を擧ぐるを得べし。
- (2)宗教道德の發達により一般社會の公德心を高め以て和衷協同の實を擧ぐること肝要なり。社會の共榮は獨り經濟問題のみを以て解決せらるべきものにあらざるを以て、德育を獎勵し慈善事業の勃興を促すこと亦必要なり。斯くて基督教社會改良主義の效果を納むべし。
- (3)國家の權力によりて社會階級の軋轢を防ぎ以て一般國民の利害を調和すべし。國家が工場法を設け、健康保險法を施行するが如きはこの類なり、斯くて保守的社會改良主義の長所を採用するを可とす。

(4)これを要するに教育の普及によりて社會改良の實、下より起り、國家の權力によりて社會改良の實、上より及ぼし、而も宗教の力によりて社會改良の精神、中より發して茲によくその完成を期することを得べし、凡そ社會改良の事業たるや範圍廣くその種類亦多し、さればこれを社會の一部の事業に委せんとするは難きを人に強ゆるのみならず、その結果は必ず圓滿を缺くものなり、經世濟民の志あるものは常に能くこの點に注意してこれが實現に努むべし。

(5)社會の缺陷を補ひ、その改善に資する施設を社會事業と云ふ、社會事業の主なるもの左の如し。

- 一、救助……窮民救助・軍事救助
- 二、一般醫療……病院・療養所・診療所の設置・病者慰安
- 三、衛生保健……簡易食堂・公設浴場・衛生思想の普及施設
- 四、經濟的保護……職業紹介所・授產所・共同宿泊所・小住宅供給・公設市場・公設質屋
- 五、社會教化……禁酒運動團體・婦人救濟・鄰保事業・人事相談・動物愛護事業
- 六、兒童保護……產院・乳幼兒保育所・小兒施療院・兒童相談所・貧兒教育
- 七、特殊教育……感化院・盲啞教育及び保護・吃音矯正・低能兒教育

第十五課 世界と日本

要旨 本課は人類文化の發達を説き世界の文化に於ける我が國の位地を明かにし我が國民の使命の重大なることを自覺せしむ。

- | | |
|------------------------------|--|
| 人類文化の發達 | 一、人類の集團生活をなすや茲に文化の胚芽を萌す。 |
| | 二、遊牧より漸次農業に移り定著安住するに至りて餘裕を生じ遂に文化の發生を見る。 |
| | 三、文化の發達は共同作業の有利なるを悟り社會生活發達し強固なる共同生活たる國家を形成す。 |
| | 四、國家を形成するや益々文化の發達を來す。 |
| 文化發達と國家 | 一、人情風俗の相違は各地に特有の文化を發達す。 |
| | 二、交通の發達は各地の文化を混淆して更に文化の發達を來す。 |
| | 三、文化の發達は亦國家の發達を來し人類の幸福を増進す。 |
| | 四、文化史上 |
| 一、正義慈愛優美輕妙の如き特有の文化を發生せり。 | |
| 二、儒佛の渡來と共にその文化を入れて能くこれを同化せり。 | |

の我が國の地位 三、歐米の文化を入れて東西兩洋の粹を鑑めて一般の發達を見る。
我が國の地位 三、今や五大強國の一として世界の永久平和を確保せんとするに至る。

我が國の地位 二、故に亞細亞文化を歐米に紹介し歐米の文化を亞細亞に紹介するの任あり。

我が國は東西文化を融化し更に一段文化を向上して世界の平和を指導し正義人道を擁護せざるべからず。

人類文化の發達

【文化發達の概要】

◎人類はその體軀を移動するに兩足のみを用ひ雙手は自由に他の作業に使ひ得るに至りしは、林間に棲息して樹に攀る習性より来るものなりとは進化論者の説く所なるも、その説の當否は別としてこの直立して歩行することは、人類に文化の發達する素地あるものと云ふべし。原人の集りて社會生活をなすや尙甚だ幼稚にして木質草根を探り或は魚貝を捕へて生活し、時に山野に獵してその日を送る等所謂漁獵時代をなし次で遊牧時代に

文化の發生
文化の發生
文化の發生
文化の發生

移る、これ等の時代に於ては飢えては食を求め、飽きは眠る極めて單純なる生活を行ひしと雖もその間には多少人ととの交渉もあるべく、鳥獸草木との關係もありて人智の漸次進むにつれて茲に文化の胚芽を萌すものなり。

◎斯くて農業時代に入るや、一定の土地に定住するに至り土地を耕耘して作物の栽培を始む、農業をなすや經濟に餘裕を生ずるのみならず、農業は期節によりて作業するものにして春播きたる種子は夏秋に至りて收穫するものなれば、この間に心身共に餘裕を生じ随つて暇にまかせて手細工を試み、工夫を積みて繪畫となり、彫刻となり四時の移り代り故舊の生死離合に遭ひ、悲喜の經驗を重ねて思索を生む等茲に藝術も起り哲學も生ずるものなり、されば農業は斯かる意味に於て實に文明の基、文化の母と稱するを得べし、文化の發生するや人類の共同生活は益々密接の關係を生じ、人智は發達して共同生活の有利なる所以を悟り漸次鞏固なる集團を組織するに至り、遂に一定の土地に住居し利害關係の相近きものは共同して軍備を設けて外敵に備へ警察を置きて悪人を取締り裁判所によりて正邪曲直を正し、その住民は一の規定を定めて相互の生活上の規準となすに至り遂に國家の形成を見るに至るものなり。

【文化發達と國家】

國家の形成と文化

○一度國家の形成せらるるや、國民の生命財産は安全に保障せられてその堵に安んずるを得てその幸福は從來に比すべくもあらず、財産の蓄積と時間の餘裕とは益々多くして茲に學術・技藝・政治・經濟・文物・制度等の文化事業は著しく發達して人類の幸福を増進するものなり、カントが人類の二大發明は子弟の教育と國家の形成なりと云へるは蓋しこれがためなり。

資本の集積

○今日の文化がこれ迄進歩したるは資本の集積によるることは見逃すべからざることなり、換言すれば自由競争よりなる今日の資本主義の與かりて大なる力あるものなり、一方に於ては自由競争によりて著しく工夫努力を起し、延いて各種の發明發見となり、資本の集積は人類活動の資源と餘裕とを興へ以て二十世紀の文明を招致せり。

○一國の文化はその國民の精神生活の內面的發展の結果によるものなるを以て國民性に支配せらるること多し。東洋文化の中心をなせしものは支那・印度にして、西洋文明の中心をなせしものは希臘・羅馬なり、何れもその地特有の哲學・文藝・繪畫・彫刻等各種文化の發達を來せり。

交通の發達と文化

○交通の發達は兩地間の距離を短縮して交通を頻繁ならしむるを以て各地特有の文化を混淆して更に一段の發達を來すものなり、近時科學の進歩により汽車・汽船・電信・電話・飛

人情風俗と文化

行機等の大發展は東西文化を淆化し、世界人類の幸福のために國際共同の必要を感じ世界博覽會を開き、赤十字條約・萬國郵便條約・國際聯盟その他各種の萬國會議の開設ありて益々文化の發達を來せり。

文化の發達と國家

○文化の發達は實に國家成立の賜なり、而して文化の發達は亦國家の隆盛を來すものなり。國民の間に藝術を解し哲理を踐み科學を應用するが如き文化思想發達すれば、社會の進歩國民の幸福たるのみならず國家の何物たるかを解し國民の盡すべき義務を了解するを以て、文物制度の完成を致し國民的團結心を増して國家の發達を致すに至る。斯くて國家の益々隆盛に趣くや正義人道の如き思想をも生じて茲に高尚なる文化の大成を見るに至るものなり。

我が國の使命

【文化史上の我が國の位置】

我が國特有の文化

○我が國は氣候中和山水明媚にして到る處に優麗嫋雅なる勝景ありて世界の樂園と稱せらる、而してその建國は甚だ古く時に一盛一衰ありしと雖も萬世一系の天皇仁政を布き給ひ忠良の臣民はよく皇運を扶翼し奉りて上下相和し相睦びしを以て、忠君愛國・正義・慈愛・優美・輕妙の如き特有の文化を發生せり。我が文化が濃厚深刻なる趣を有せざるが如

き或は深遠精厳なる哲學又は科學思想に乏しきが如きは我が國民性の致す所なり、而して國民精神も永き歴史によりて養はれたるものなるも千古不變のものにあらずして個人の修養によりて改善し得べし、されば我等は廣く世界の國民性と文化とを研究して探長補短の心掛けなかるべからず。

◎亞細亞大陸の文化は皇紀八百六十年神功皇后の三韓を從へ給ひより朝鮮半島を經て益々内地に入りたりしが、皇紀九百四十五年應神天皇の朝に王仁來りて漢籍を獻せしより儒教入り、千二百十二年欽明天皇の朝に百濟より佛像經論を獻じて佛教を入れたり。佛教の教義は我が國古來の教義と大差なかりしを以て問題とならざりしも佛教は然らざるを以て蘇我・物部の間に爭議を起したりしが、崇佛派たる蘇我馬子は反對派の物部守屋を滅ぼせしより漸次佛教の隆盛を來しこれがために美術工藝は著しく發達せり。千二百六十七年小野妹子を隋に遣はしてより支那との交通開け彼の文物を輸入して著し、我が國の文化を進めたり、著物の左袴なりしを右袴に改め袖を長くし、碧き瓦にて屋根を葺き赤き繪具にて柱などを塗ることは奈良朝時代に始まりたるものなり。

◎その後支那との交通は一時絶へしがこの間によくこれを同化して我が國の文化を發達せしめ、平安朝時代となり優美なる國風を作り、鎌倉時代に入りては質朴剛健の風を生じ、

室町時代に移りて淡泊瀟洒となり、徳川時代に入るや天主教の弘通を禁するため鎮國の政策を取り凡そ百五十年間東洋の小天地に惰眠を貪り、世の太平につれて學術・文藝大に起りたるも風俗は自ら華奢遊惰に流れたれば諸種の文物も亦その傾向に向ひき。斯かる間に世界の形勢は大に變じて西力は海陸より東に進みたれば、將軍家齊の時には遂に國民長夜の夢は始めて覺めて開港攘夷の爭論を生じ、十五代將軍慶喜の大政を奉還して明治維新となり各國と交通するに及び、文化の差著しかりければ官民共に熱心に西洋の文物制度を導き一時世は舉りてこれに醉へるの觀ありき、されど後には國粹保存の必要を覺り遂によく東西の文明を調和し明治の新文明を作り次で大正に移りて人文の健全なる發達を見るに至れり。

◎我が國は斯の如く東西兩洋の文化を容れてこれをよく融化して一段文化の向上を圖り、外交を振興して遂に國際聯盟に於て五大強國の班に列して世界の永久平和の確保を任するに至れり。

【我が國の使命】

◎我が帝國は亞細亞大陸の東邊に沿ひて、西は臺灣の澎湖島より東は千島列島の占守島に至る本州・四國・九州・北海道・臺灣の五大島とこれに附屬せる四百三十有餘の小島よりな

我が國は亞細亞の
門戸をなす

り、延長實に一千六百里にして近く亞細亞大陸と相望み外側は廣き太平洋を隔てて遙に亞米利加大陸及び太洋洲に相對せり。されば亞細亞大陸の門戸をなし、これに入るもこれより出づるも何れも我が近海を経過せざるべからず。

◎斯の如く我が國の天然的位置が東西兩洋の交通する衝に當るを以て、東洋の文化を代表してこれを西洋に紹介し西洋の文化を入れてこれを亞細亞大陸に紹介し、以て東西文化を調和し世界の文化を融化して社會の進歩發達を圖り人類共同の福利を増進するに努めざるべからず。

◎我が國は大消費地たる亞細亞大陸の門戸をなし世界の富源と稱せらるる亞米利加を控へ、通商に修交に世界の中心となり東西兩洋の文化を融合して、世界の文化を大成して東洋平和の保障となり世界の平和を指導して正義人道を擁護するは我が民族の天職なり。されば我等日本國民たるものはこの大任に鑑み遠大なる理想を抱きて内治外交を振作し産業を振興して國富を増進し、斯くて國權を發揚し國運を隆盛ならしめ以てこの大使命を完ふするに努めざるべからず。今後の太平洋は世界の交通要路となり各國の勢力競争の衝點となるべし、我が國民たるもの亦これに處するの覺悟なくして可ならんや。

◎我が國人は祖先を尊び信義を重んじ結合力強く誠實にして忠君愛國の至誠に富み、一旦

緩急あるや水火を踏むも辭せざる國民性を有せり、しかのみならず工藝・美術に長じ日本美術の名は外人の最も賞讃する所なり。然れども外人の目に映じたる日本國民の氣質は忠勇義烈に富み天稟の良徳美質あるに拘らず、往往公德心を缺き忍耐力弱く器局狭少小成に安んじ宏大壯遠の氣象を缺き新奇に走りて事に倦み易く一度困難に遭遇すれば忽ち挫折廢絶するに至ると、以て他山の石とすべきなり。由來質素勤勉は邦人の特性なるも、近時滔々として奢侈費澤に流れ大に剛健質實の風を缺くの傾向あるは慨歎に堪へず、されば吾人同胞はこの天稟の美德良質を維持保全してこれを練磨すると共に外評の如き缺點を矯正し、須らく大國民たる襟度を養成し一般の品位を高め以て世界の競爭場裡に雄飛せんことを期せざるべからず。

◎各國の國民性を見るに、英國は紳士的に正直の商業をなすにあり、佛國は勤勉的にして家庭に於ける勤儉にあり、獨國は組織的に科學工業の發達にあり、米國は射利的に企業家の集合にあり、日本は熱情的に忠實なる農業にあり。

◎世界の霸者たるもの歴史に於ける地中海を中心とする時代には希臘・羅馬の半島國にして、その後西班牙・葡萄牙の雄飛するあり、大西洋時代には半島國たる和蘭にして次で島國たる英國なりき。これによりて見れば太平洋時代に於ては要衝の位地にある我が國ならざるべからず。

◎太平洋はその西端には亞細亞・澳洲を控へ、東端には南北アメリカありて交通貿易の要路をなす、特に亞細亞の東端より洲方面に亘りては各國の屬領植民地大牙錯雜するのみならず、東洋のバルカンと稱せらるる（事件發生の多き地）支那を控ふるを以て國際上注意を要すべき地點と目せらる。明治三十五年（一九〇二年）この地方に最も關係多き日英兩國は同盟條約を結び、同三十八年（一九〇五年）同四十四年（一九一一年）兩國はこれを改訂せり。然るに大正十年頃より英米兩國間にその存續につき往往異議を唱ふるもの生じ、遂に亞米利加合衆國・英帝國・佛蘭西國及び日本國は大局の平和を確保し且太平洋方面に於けるその島嶼たる屬地及び領地に關する各自の権利を維持する目的を以て、大正十年十二月十三日（一九二一年）華盛頓に於て太平洋條約を協議してこれに署名せり。

◎太平洋條約

太平洋條約

第一條 締約國は太平洋方面に於けるその島嶼たる屬地及び領地に關する各自の権利を互に尊重すべきことを約す。若し締約國の何れかの間に太平洋問題に起因し且前記の権利に關する争議を生じ外交手段に依りて満足なる解決を得ること能はず、且その間に現存する圓滿なる協調に影響を及ぼす虞ある場合には右締約國に他の締約國の共同會商を求め當該事件全部を考量調整のためその議に附すべし。

第二條 前記の権利にして締約國以外の國の侵略的行爲により脅威せらるる場合には締約國は右特殊事態の急に應するため共同に又は各別に執るべき最も有效なる措置に關し了解を達成したるがため充分に且隔離なく互に交渉すべし。

第三條 本協約は實施の時より十年間效力を有し且右期間満了後締約國の何れよりも十二月前の豫告を以てこれを終了せしむるの権利行使せざる限り引續き效力を有す。

第四條 本協約は締約國の憲法上の手續に従ひ成るべく速に批准せらるべく且華盛頓に於て行はるべき批准書寄託の時より實施せらるべし、千九百十一年（明治四十四年）七月十三日倫敦に於て締結せられたる大不列顛國及び日本國間の協約（日英同盟條約）はこれと同時に終了するものとす。

附錄 第一 大日本帝國憲法

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福を以つて中心の欣榮とし、朕が祖宗に承くるの大權に依り、現在及び將來の臣民に對しこの不磨の大典を宣布す。

惟ふに我が祖我が宗は、我が臣民祖先の協力輔翼に倚り、我が帝國を肇造し、以つて無窮に垂れたり。これ我が神聖なる祖宗の威徳と、並に臣民の忠實勇武にして國を愛し、公に殉ひ、以てこの光輝ある成績を貽したるなり。朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し、その朕が意を奉體し、朕が事を獎勵し、相與に和衷協同し、益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし、この負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり。

朕、祖宗の遺烈を承け、萬世一系の帝位を踐み、朕が親愛する所の臣民は、即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ、その康福を増進し、その懿德良能を發達せしめんことを願ひ、又その褒貶に依り、與に俱に國家の進退を扶持せむことを望み、乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履践し、茲に大憲を制定し、朕が率由する所を示し、朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして、永遠に循行する所を知らしむ。

國家統治の大權は、朕がこれを祖宗に承けて、これを子孫に傳ふる所なり。朕及び朕が子孫は、將來この憲法の條款に循ひ、これを行ふことを慇らざるべし。

朕は、我が臣民の権利及び財産の安全を貴重し、及びこれを保護し、この憲法及び法律の範圍内に於て、その享有を安全ならしむべきことを宣言す。

帝國議會は、明治二十三年を以つてこれを召集し、議會開會の時を以て、この憲法をして有效ならしむるの期とすべし。

附錄 第一 大日本帝國憲法

將來、若し、この憲法の或る條項を改定するの心要なる時宜を見るに至らば、朕及び朕の繼続の子孫は發議の權を執り、これを議會に附し、議會は、この憲法に定めたる要件に依り、これを議決するの外、朕が子孫及び臣民は、敢てこれが紛更を試みることを得ざるべし。

朕が在廷の大臣は、朕のためにこの憲法を施行するの責に任すべく、朕が現在及び將來の臣民は、この憲法に對し、永遠に從順の義務を負ふべし。

御名御璽

明治二十二年二月十一日

副署

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇これを統治す。
第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り、皇男子孫これを繼承す。
第三條 天皇は神聖にして侵すべからず。
第四條 天皇は國の元首にして、統治權を總攬し、この憲法の條規に依り、これを行ふ。
第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ。
第六條 天皇は法律を裁可し、その公布及び執行を命ず。
第七條 天皇は帝國議會を召集し、その開會・閉會・停會及び衆議院の解散を命ず。
第八條 天皇は公共の安全を保持し、又はその災厄を避くるため緊急の必要に由り、帝國議會閉會の場合に於て、法律に代るべき勅令を發す。

この勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし。若し議會に於いて承諾せざるときは、政府は將來に向つてその

效力を失ふことを公布すべし。

第九條 天皇は法律を執行するために、又は公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進するために、必要な命令を發し、又は發せしむ。但し命令を以つて法律を變更することを得ず。

第十條 天皇は行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、及び文武官を任免す。但し、この憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは、各その條項に依る。

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す。

第十二條 天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む。

第十三條 天皇は戰を宣し、和を媾じ、及び諸般の條約を締結す。

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す。

戒嚴の要件及び效力は、法律を以てこれを定む。

第十五條 天皇は爵位・勳章及びその他の榮典を授與す。

第十六條 天皇は大赦・特赦・減刑及び復權を命ず。

第十七條 摂政を置くは皇室典範の定むる所に依る。

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ。

第二章 臣民権利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る。

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ、均しく文武官に任せられ、及びその他の公務に就くことを得。

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ、兵役の義務を有す。

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ、納稅の義務を有す。

附錄 第一 大日本帝國憲法

附錄 第一 大日本帝國憲法

—四一〇—

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て、居住及び移轉の自由を有す。

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして、逮捕・監禁・審問・處罰を受くることをなし。

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権を奪はるることなし。

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、その許諾なくして、住所に侵入せられ、及び捜索せらるることなし。

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、信書の祕密を侵さるることなし。

第二十七條 日本臣民はその所有權を侵さるることなし。

公益のため必要なる處分は、法律の定むる所に依る。

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず、及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て、信教の自由を有す。

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於いて、言論・著作・印行・集會及び結社の自由を有す。

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り、別に定むる所の規程に従ひ、請願を爲すことを得。

第三十一條 本章に掲げたる條規は、戰時又は國家事變の場合に於て、天皇大權の施行を妨ぐることなし。

第三十二條 本章に掲げたる條規は、陸海軍の法令又は紀律に抵觸せざるものに限り軍人に適用す。

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院・衆議院の兩議院を以て成立す。

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り、皇族・華族及び勅任せられたる議員を以て組織す。

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り、公選せられたる議員を以て組織す。

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず。

第三十七條 總て法律は帝國議會の協賛を經るを要す。

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し、及び各法律案を提出することを得。

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は、同會期中に於て再び提出することを得ず。

第四十條 兩議院は法律、又はその他の事件につき、各自その意見を政府に建議することを得。但しその採納を得ざるものには、同會期中に於いて再び建議することを得ず。

第四十一條 帝國議會は毎年これを召集す。

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす。必要ある場合に於ては、勅命を以てこれを延長することあるべし。

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て、常會の外、臨時會を召集すべし。

臨時會の會期を定むるは勅命に依る。

第四十四條 帝國議會の開會・閉會・會期の延長及び停會は、兩院同時にこれを行ふべし。

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは、勅命を以つて新に議員を選舉せしめ、解散の日より五箇月以内にこれを召集すべし。

第四十六條 衆議院は、各その總議員三分の一以上出席するに非ざれば、議事を聞き、議決を爲すことを得ず。

第四十七條 兩議院の議事は過半數を以て決す。可否同數なるときは、議長の決するところに依る。

第四十八條 兩議院の會議は公開す。但し政府の要求、又はその院の決議に依り、祕密會と爲すことを得。

第四十九條 兩議院は各天皇に上奏することを得。

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得。

第五十一條 兩議院は、この憲法及び議院法に掲ぐるもの以外、内部の整理に必要な諸規則を定むることを得。

第五十二條 兩議院の議員は、議院に於て發言したる意見及び表決に付し、院外に於て責を負ふことをなし。但し議員自らその言論を演説・刊行・筆記又はその他の方を以つて公布したるときは、一般の法律に依り處分せらるべき。

第五十三條 兩議院の議員は、現行犯罪又は内亂・外患に關る罪を除く外、會期中その院の許諾なくして、逮捕せらるることなし。

第五十四條 國務大臣及び政府委員は、何時たりとも各議院に出席し、及び發言することを得。

第四章 國務大臣及び樞密顧問

第五十五條 國務大臣は天皇を輔弼し、その責に任す。

總て法律・勅令その他國務に關る詔勅は、國務大臣の副署を要す。

第五十六條 樞密顧問は、樞密院官制の定むる所に依り、天皇の諮詢に應へ、重要の國務を審議す。

第五章 司 法

第五十七條 司法權は天皇の名に於て、法律に依り、裁判所これを行ふ。

裁判所の構成は法律を以てこれを定む。

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て、これに任す。

裁判官は、刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、その職を免ぜらることなし。

懲戒の條規は法律を以てこれを定む。

第五十九條 裁判の對審、判決はこれを公開す。但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは、法律に依り、又裁判所の決議を以つて、對審の公開を停むることを得。

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは、別に法律を以てこれを定む。

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り、權利を傷害せられたりとする訴訟にして、別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは、司法裁判所に於て受理するの限りにあらず。

第六章 會 計

第六十二條 新に租稅を課し、及び稅率を變更するは法律を以てこれを定むべし。

但し報償に屬する行政上の手數料及びその他の收納金は前項の限りにあらず。

國債を起し、及び豫算に定めたるものを除くの外、國庫の負擔となるべき契約を爲すは、帝國議會の協賛を經べし。

第六十三條 現行の租稅は、更に法律を以てこれを改めざる限りは、舊に依りこれを徵收す。

第六十四條 國家の歲出・歳入は每年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし。

豫算の款項に超過し、又は豫算の外に生じたる支出あるときは、後日帝國議會の承諾を求むるを要す。

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし。

第六十六條 皇室經費は、現在の定額に依り、毎年國庫よりこれを支出し、將來増額を要する場合を除く外、帝國議會の協賛を要せず。

第六十七條 憲法上の大權に基づける既定の歲出、及び法律の結果に由り、又は法律上政府の義務に屬する歲出は、政府の同意なくして、帝國議會これを廢除し、又は削減することを得ず。

第六十八條 特別の須要に因り、政府は豫め年限を定め、繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得。

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふために、又は豫算の外に生じたる必要的費用に充つるために、豫備費を設くべし。

第七十條 公共の安全を保持するため、緊急の需要ある場合に於て、内外の情形に因り、政府は帝國議會を召集するこゝ能はざることは、勅令に依り、財政上必要の處分を爲すことを得。

前項の場合に於ては、次の會期に於て帝國議會に提出し、その承諾を求むるを要す。

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず、又は豫算成立に至らざるときは、政府は前年度の豫算を施行すべし。

第七十二條 國家の歲出・歳入の決算は、會計検査院これを検査確定し、政府はその検査報告と共に、これを帝國議會に提出すべし。

會計検査院の組織及び職權は、法律を以てこれを定む。

第七章 極 则

第七十三條 將來この憲法の條項を改正するの必要あるときは、勅令を以て議案を帝國議會の議に附すべし。この場合に於て、兩議院は各その總員三分の二以上出席するにあらざれば、議事を開くことを得ず。

出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば、改正の議決を爲すことを得ず。

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず。

皇室典範を以てこの憲法の條規を變更することを得ず。

第七十五條 憲法及び皇室典範は、攝政を置くの間、これを變更することを得ず。

第七十六條 法律・規則・命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず、この憲法に矛盾せざる現行の法令は、總て遼由の效力を有す。

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は、總て第六十七條の例に依る。

附錄 第二 皇室典範

天祐を享有了る、我が日本帝國の寶祚は、萬世一系、歷代繼承し、以て朕が躬に至る。惟ふに、祖宗肇國の初、大憲一たび定まり、昭たるゝ日星の如し。今の時に當り、宜しく遺訓を明徴にし、皇家の成典を制定し、以て不基を永遠に鞏固にすべし。茲に樞密顧問の諮詢を經、皇室典範を裁定し、朕が後嗣及び子孫をして遵守する所あらしむ。

第一章 皇位繼承

第一條 大日本帝國皇位は、祖宗の皇統にして、男系の男子、これを繼承す。

第二條 皇位は皇長子に傳ふ。

第三條 皇長子在らざるときはは皇長孫に傳ふ。皇長子及びその子孫皆在らざるときは、皇次子及びその子孫に傳ふ。以下皆これに例す。

第四條 皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす。皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざるときは、皇次子及びその子孫に傳ふ。

第五條 皇子孫皆在らざるときは、皇兄弟及びその子孫に傳ふ。

第六條 皇伯叔父及びその子孫皆在らざるときは、皇伯叔父及びその子孫に傳ふ。

第七條 皇兄弟以上は、同等内に於て嫡を先にし庶を後にし、長を先にし幼を後にす。

第八條 皇精神若しくは身體の不治の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、前

數條に依り繼承の順序を換ふることを得。

第二章 践祚・即位

第十條 天皇崩するときは、皇嗣即ち践祚し、祖宗の神器を承く。

第十一條 即位の禮及び大嘗祭は京都に於てこれを行ふ。

第十二條 践祚の後元號を建て、一世の間に再び改めざるゝこと、明治元年の定制に從ふ。

第三章 成年・立后・立太子

第十三條 天皇及び皇太子、皇太孫は満十八歳を以て成年す。

第十四條 前條の外の皇族は満二十年を以て成年す。

第十五條 儲嗣たる皇子を皇太子す。皇太子在らざるときは、儲嗣たる皇孫を皇太孫す。

第十六條 皇后・皇太子・皇太孫を立つるときは、詔書を以てこれを公布す。

第四章 敬 稱

第十七條 天皇・太皇太后・皇太后・皇后の敬稱は陛下す。

附錄 第二 皇室典範

第十八條 皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王の敬稱は殿下とす。

第五章 摄政

第十九條 天皇未だ成年に達せざるときは、攝政を置く。

天皇久しきに及るの故障に由り、大政を親らすること能はざるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を経て、攝政を置く。

第二十條 摄政は成年に達したる皇太子又は皇太孫これに任す。

第二十一條 皇太子・皇太孫在らざるか、又は未だ成年に達せざるときは、左の順序に依り攝政に任す。

第一 親王及び王 第二 皇后 第三 皇太后 第四 太皇太后

第五 内親王及び女王

第二十二條 皇族男子の攝政に任するは、皇位繼承の順序に從ふ。その女子に於けるも亦これに準ず。

第二十三條 皇族女子の攝政に任するは、その配偶あらざる者に限る。

第二十四條 最近親の皇族未だ成年に達せざるか、又はその他の事故に由り、他の皇族攝政に任じたるときは、後來最近親の皇族成年に達し、又はその事故既に除くと雖も、皇太子及び皇太孫に對するの外、その任を譲ることなし。

第二十五條 摄政又は攝政たるべき者、精神若しくは身體の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を経て、その順序を換ふることを得。

第六章 太傅

第二十六條 天皇未だ成年に達せざるときは、太傅を置き、保育を掌らしむ。

第二十七條 先帝遺命を以て太傅を任せざりしこときは、攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、これを選任す。

第二十八條 太傅は攝政及びその子孫これに任することを得ず。

第二十九條 摄政は、皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非されば、太傅を退職せしむることを得ず。

第七章 皇族

第三十條 皇族と稱ふるは、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王を謂ふ。

第三十一條 皇子より皇玄孫に至るまでは、男を親王、女を内親王とし、五世以下は男を王、女を女王とす。

第三十二條 天皇支系より入りて大統を承くるときは、皇兄弟姉妹の王、女王なる者に、特に親王・内親王の號を宣賜す。

第三十三條 皇族の誕生・命名・婚嫁・薨去は宮内大臣これを公告す。

第三十四條 皇統譜及び前條に關る記録は、圖書寮に於て尙藏す。

第三十五條 皇族は天皇これを監督す。

第三十六條 摄政在任の時は前條の事を施行す。

第三十七條 皇族男女幼年にして父なき者は、宮内の官僚に命じ、保育を掌らしむ。事宜に依り、天皇はその父母の選舉せる後見人を認可し、又はこれを勅選すべし。

第三十八條 皇族の後見人は成年以上の皇族に限る。

第三十九條 皇族の婚嫁は同族、又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る。

第四十条 皇族の婚嫁は勅許に依る。

第四十一條 皇族の婚嫁を許可するの勅書は官内大臣これを副署す。

第四十二条 皇族の婚嫁は同族、又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る。

第四十三条 皇族國籍の外に旅行せむとするときは、勅許を請ふべし。

第四十四条 皇族女子の臣籍に嫁したる者は、皇族の列に在らず。但し特旨に依り、仍は内親王・女王の稱を有せしむるゝあるべし。

第八章 世傳御料

第四十五条 土地・物件の世傳御料を定めたるものは、分割譲與することを得ず。

第四十六条 世傳御料に編入する土地・物件は樞密顧問に諮詢し、勅書を以てこれを定め、宮内大臣これを公告す。

第九章 皇室經費

第四十七条 皇室諸般の經費は、特に常額を定め、國庫より支出せしむ。

第四十八条 皇室經費の豫算・決算・検査及びその他の規則は、皇室會計法の定むる所に依る。

第十章 皇族訴訟及び懲戒

第四十九條 皇族相互の民事に對する民事の訴訟は、勅旨に依り、宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を經てこれを執行す。

第五十条 人民より皇族に對する民事の訴訟は、東京控訴院に於てこれを裁判す。但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ、自ら訟廷に出づるを要せず。

第五十一条 皇族は勅許を得るに非ざれば、勾引し、又は裁判所に召喚することを得ず。

第五十二条 皇族その品位を辱しむるの所行あり、又は皇室に對し忠順を缺くときは、勅旨を以てこれを懲戒し、その重き者は皇族特權の一部・又は全部を停止し、若しくは剝奪すべし。

第五十三条 皇族湯産の所行あるときは、勅旨を以て治產の禁を宣告し、その管財者を任すべし。

第五十四条 前二條は皇族會議に諮詢したる後、これを勅裁す。

第十一章 皇族會議

第五十五条 皇族會議は、成年以上の皇族男子を以て組成し、内大臣・樞密院議長・宮内大臣・司法大臣・大審院長を以て參列せしむ。

第五十六条 天皇は皇族會議に親臨し、又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ。

第十二章 补則

第五十七条 現在の皇族、五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る。

第五十八条 皇位繼承の順序は總て實系に依る。現在皇養子・皇猶子又は他の繼嗣たるの故を以てこれを混ずることなし。

第五十九條 親王・内親王・王・女王の品位はこれを廢す。

第六十条 親王の家格及びその他の、この典範に抵觸する例規は總てこれを廢す。

第六十一條 皇族の財產・歲費及び諸規則は別にこれ定むべし。

第六十二條 將來この典範の缺點を改正し、又は増補すべきの必要あるに當ては、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、これを制定すべし。

皇室典範増補（第一次）（明治四十年二月十一日）

天祐を享有したる、我が日本帝國皇家の成典は、祖宗の洪範を紹述して、敢て遠ふことあるなし。而して人文の發展は、寰宇の進歩に隨ひ、制度の燐備は條章の増廣を必す。この時に當り、朕は祖宗の不基を永遠に鞏固にする所以の貢圖を惟び、且つ憲章に由て以て皇族の分義を昭にせむことを欲し、茲に皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經て、皇室典範増補を裁定し、朕が子孫及び臣民をして、これに準じて遵ることを期せしむ。

第一條 王は勅許に依り、華族の家督相續人となり、又は家督相續の目的を以て、華族の養子となることを得。

第二條 前二條に依り、臣籍に入りたる者の妻、直系卑屬及びその妻は、その家に入る。但し他の皇族に嫁したる女子及びその直系卑屬はこの限りにあらず。

第三條 特權を剝奪せられたる皇族は、勅旨に由り、臣籍に降ることあるべし。

第四條 特權を剝奪せられたる皇族は、勅旨に由り、臣籍に降ることあるべし。

前項に依り臣籍に降されたる者の妻はその家に入る。

第五條 第一條・第二條・第四條の場合に於ては、皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経べし。

第六條 皇族の臣籍に入りたる者は、皇族に復することを得ず。

第七條 皇族の身位、その他の権義に関する規程は、この典範に定めたるもののみの外、別にこれを定む。

皇族ご人民ごに涉る事項にして、各々適用すべき法規を異にするときは、前項の規程に依る。

第八條 法律・命令中皇族に適用すべきものとしたる規定は、この典範又はこれに基づき發する規則に別段の條規なきごとに限り、これを適用す。

皇室典範増補（第二次）（大正七年十一月二十八日）

朕惟ふに、祖宗の遺範を紹述し、時に隨ひ宜しきを制し、以て國運の進展に順應するは、皇考の宏謨にして、朕の率循する所なり。今や皇家の成典を増廣するの要を認め、皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経て、皇室典範増補を裁定し、茲にこれを公布せしむ。

皇族女子は、王族又は公族に嫁することを得。

公民科教授資料 卷參終

桑原嘉壽先生校閱新時
片岡重助先生著代の
澤村賛先生校閲 小學
千葉敬止先生著補習學校農業科
上製定價金四圓
普及版定價金二圓五十錢
實習中心主義教授法全定價金二圓五十錢

大正十五年四月一日印刷

大正十五年四月四日發行

定價金貳圓貳拾錢

校訂者 千葉敬止
著作者 花井敬止

發行兼 東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
株式會社 興文社

代表者 鹿島長次郎

振替 東京一八四四番

電話大手五九〇八番・八七番

料資授教科民公參



著權作所

千葉敬止先生校訂
花井敬止先生著
農業補習教育研究會編訂
公民科教科書 全三冊 定價各卷金二十八錢
千葉敬止先生校訂改記
花井敬止先生著
農業教本 全十九冊 定價各金二十二錢

終